

日 薬 連 発 第 6 6 7 号
平成 2 9 年 9 月 2 6 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
個人情報保護センター

認定個人情報保護団体への対象事業者の届出について

拝啓 貴会益々ご隆昌の段 大慶に存じ上げます。

平素は、当センターの業務にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 5 月 30 日より改正個人情報保護法が施行されましたが、日本製薬団体連合会（以下、日薬連）は平成 17 年 10 月 20 日付けにて主務大臣である厚生労働大臣より認定個人情報保護団体の認定を受けていたことから改正後は個人情報保護委員会の認定を受けたものと見做され、これまでの業務を継続して行うこととなりました。

平成 17 年の認定以降、日薬連では対象事業者辞退の申し入れをされた団体及び加盟企業を除き日薬連の対象事業者としてのお取り扱いをして参りましたが、改正個人情報保護法において「同意を得た個人情報取扱事業者及び匿名加工取扱事業者取扱事業者を対象事業者としなければならない」（個人情報保護法第 51 条第 1 項）、また、「個人情報保護団体は、対象事業者の氏名又は名称を公表しなければならない」（個人情報保護法 51 条第 2 項）とされたことから、改めて、対象事業者の届出をお願いし、届出用紙の提出をもって同意を取得したこととし、また、日薬連ホームページに対象事業者として社名を公表することといたします。

つきましては、別添届出用紙に必要事項を記載いただき、10 月 20 日（金）必着で日薬連個人情報保護センター宛て郵送頂きますよう、貴会及び貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、従来、取り扱う「個人情報」の総数が 5,000 人分以下の「小規模取扱事業者」は、「個人情報保護法」の適用対象でないとされていましたが今回の法改正により「小規模取扱事業者」も「個人情報保護法」の適用対象とされましたのでご留意願います。

敬具

<参考>

認定個人情報保護団体としての日薬連の業務

- ①対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の取り扱いに関する苦情の処理
- ②個人情報及び匿名加工情報の適正な取り扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供（製薬企業における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドラインの策定・周知（以下、日薬連ガイドライン））
- ③日薬連ガイドラインを遵守させるための必要な指導、勧告その他の措置
- ④その他、対象事業者の個人情報及び匿名加工情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な業務
- ⑤漏えい事案等が発生した場合の対象事業者からの事案の受理および個人情報保護委員会への報告